

第4号議案

防犯カメラ設置・運用・管理要領　（案）

香川自治会は地域内に防犯カメラの設置をするにあたりそれに

伴う運用、管理の基準を次のとおり定める。

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1・設置目的 | 香川自治会、地域内の犯罪の防止、抑止を目的とし、「地域内公共空間を見守る」平和で安心・安全・住みよい街を目指すことを目的とする。 |
| 2・設置場所 | JR 香川駅前広場をはじめとし地域内公園など公共力の強い先および香川小学校の通学路を優先順位とし順次、予算等を勘案し設置箇所を拡大する。
設置場所の選定には当該住民のプライバシー保護に配慮して適性を図り、設置場所で掲示可能な個所には「防犯カメラ作動中」の表示をする。 |
| 3・管理責任者 | 第1位、自治会長・第2位、防犯部会長・第3位、副会長（4名）とする。管理責任者は、プライバシー保護を重要とし、画像等により知り得た情報の漏洩がないよう留意する。 |
| 4・画像の管理 | 画像の保管、管理の必要度に応じて自治会長は自治会館内に設置するなど適切な対応を行なうこととする。
画像の閲覧要求には管理責任者が複数で立ち会い、警察の要求以外は管理責任者が協議の上、慎重に取り扱うこと。
尚、自治会長は必要と認めた時には管理責任者以外を指名し、参加させることが出来る。この場合画像の管理方法など本要領を充分に理解させた上で行なうこととする。 |
| 5・苦情の処理 | 管理責任者が対応する。又、自治会長は、必要に応じ自治会役員、自治会の定例会などで協議し解決を図ることとする。 |
| 6・担当部会 | 防犯部会とする。
設置後に生ずる保守や、ランニングコストの維持管理などを行なう。 |
| 7・その他 | 本要領に定めない事項が生じた場合には、自治会長は他の管理責任者と協議の上処理し、改訂には、自治会の定例会での承認により改訂することが出来る。 |
| 付 則 | 本要項は平成29年4月22日から適用する。
本要項は平成30年4月22日から適用する。 |